

6月28日、大学当局が前代未聞の賃下げを一方的に 強行！就業規則不利益変更に対して強く抗議する！

6月28日、労基署に就業規則変更を届け出

金沢大学で働くすべての教職員の皆さん！ 金沢大学当局は去る6月28日、国家公務員給与減額特例法（最大約10%賃下げ）を非公務員である私たち国立大学法人教職員にも適用するという、前代未聞の賃下げを主な内容とする就業規則の不利益変更を、金沢労働基準監督署に届け出ました。教職員組合との団体交渉が継続中であり、6月27日の団体交渉では「国立大学の運営費交付金の削減分を景気対策に充てる」という、当局の説明とは真っ向から矛盾する方針が報じられている中で、それを十分に確認しようとせずに、一方的に交渉を打ち切り、本来禁じられている就業規則の不利益変更を強行したことに、私たちは満腔の怒りを込めて抗議します。この暴挙を絶対に許すことはできません。こんなことが許されるなら、私たち国立大学で働く教職員は、本当に、近代労働法制成立以前の無権利状態、暗黒状態に逆戻りです。

団体交渉で大学側が約束した項目

今回の賃下げをめぐる団体交渉は、当局の一方的な打ち切り・決裂という結果に終わりました。しかしこれまでの交渉で大学当局が最低限約束した項目を確認しておきます。今後は、これらの着実な実施、法人の自主的判断による給与減額幅の圧縮等を実現すべく、団体交渉を継続します。

1. 国家公務員労働組合連合会（国公労連）による裁判が原告勝訴・特例法は違憲立法であると認定・で確定した場合は、二年の時効経過後であっても、今回の措置で引下げた賃金を全額返還する。
2. 今年度に関しては、年度当初に配分された研究教育費を削減しない。

3. 運営費交付金の減額が相対的に低い場合は、削減分の全てを給与減額から捻出しない方法で検討する。（給与減額分が運営費交付金削減額よりも多くなった場合、その差額分の国庫返納は行わず、教職員に返す）。
4. 2014年4月以後は、たとえ運営費交付金が減額されたままであったとしても、臨時特例により引下げられた給与を元に戻す義務がある（人勧は実施）。
5. 給与減額分はあくまで震災復興財源に資するという目的に使用されるべきであって、そのことを確認し続けるし、そうでないことが明らかになった場合には、再検討する。
6. 来年度の条件については改めて団体交渉を行う。
7. 各自の給与減額分、現在の現給保障分がわかるよう配慮する。

これ以外に、これまでの人事院勧告の際も同様に明示してこなかった、就業規則の不利益変更に伴う代償措置について、「お金」のかからない代償措置を検討し、提示するとしています。

損害賠償請求訴訟を視野に運動を継続しよう

今回の賃下げは、そもそも国家公務員に対する人勧無視の賃下げは憲法28条違反であること、政府が国立大学法人の経営に対して違法な介入を行ったこと、それに対して各法人に何ら経営の自主権を擁護した形跡がないこと、賃下げ以外の経営努力項目を明示しないまま前例のない

によって行われた措置です。そういう意味では裁判で争うことも一つの選択肢です。私たちが加盟する全大教（全国大学高専教職員組合）は、単位組合が裁判に訴えた場合の支援体制を整えています。

今回の賃下げは前代未聞の措置であり、教職員組合は絶対に阻止すべく、昨年度末を入れると5回にわたって、ねばり強く交渉を行ってきました。しかし結局、中村学長は団交に欠席し続け、まともな代償措置も提示せず、震災復興という大義名分さえ崩壊しつつあるにもかかわらず、賃下げを強行しました。これは不利益変更の相当性・合理性の立証、および労働組合との誠実な交渉を不利益変更の要件と定めた労働契約法9条・10条違反であることは明らかです。こうした違法な賃下げを阻止できなかったことを、教職員のみなさまに率直にお詫びします。

組合としては、少しでも給与削減額が少なくなるよう、今後も粘り強く交渉を続けます。すべての教職員の皆様のご支援ご協力をお願いします。

金沢大学教職員組合 加入申込書

申込日 年 月 日
氏名
部局名 内線番号
職種 電話

学内便で金沢大学教職員組合（角間）までお送りください。

組NEWS合

2012年7月9日 発行

Faculty and Staff Union of Kanazawa University
発行：金沢大学教職員組合執行委員会
住所：金沢市角間町 角間内線2105
直通電話(076)262-6009（FAX 同）
E-mail kanazawa@ku-union.org
ホームページ http://www.ku-union.org/